

令和6年度 加古川駅周辺回遊性等創出業務
（駅前広場における滞在空間の創出）
プロポーザル募集要領

加古川市企画部
企画広報課
（令和6年5月）

1 趣旨

加古川市では、JR加古川駅周辺（以下「駅周辺」という。）の賑わい・滞在空間の創出を図るため、老朽化したビルの更新と駅前広場等の市街地再開事業を想定した「JR加古川駅周辺まちづくり（案）」（以下「構想」という。）を令和5年2月に策定した。また、令和4年度から令和5年度にかけて駅周辺の公共空間を活用した官民連携による実証実験を実施し、令和6年度から本格移行することで、引き続き駅周辺の賑わいづくりに取り組んでいるところである。

構想に基づく事業の具体化へ向け、別途発注を予定している「加古川駅周辺再整備基本計画策定等業務（以下「計画策定等業務」という。）」において、複数年かけて公共機能を含む複合施設計画及び駅前広場基本設計とともに、事業に伴い変化する交通体系等駅周辺のまちづくりの方向性を検討する予定である。また、「居心地が良く、歩きたくなるまちなか」づくりに向け、駅前広場の滞在空間を起点とした回遊性の向上と賑わい創出を目的とした社会実験を複数年かけて実施する予定である。

令和6年度は、駅前広場の快適な滞在空間を創出する社会実験として本業務を実施し、その効果を分析することで、「計画策定等業務」における将来の駅前広場設計や再整備までのスモールリノベーションに当該実験結果を反映させることを目的としているため、実施にあたっては、価格のみではなく事業者に係る企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名：加古川駅周辺回遊性等創出業務

(2) 業務の目的：駅前広場の快適な滞在空間を創出する社会実験を実施し、その効果を分析することで

①「加古川駅周辺再整備基本計画等策定業務委託」に当該実験結果を反映させる。

②市民ニーズを把握し、再整備までのスモールリノベーションによる滞在空間の検討を行う。

(3) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間：契約締結日から令和7年1月31日まで

3 提案上限額（予算額）

5,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 支払条件

本業務の支払は完成払とする。

6 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川駅周辺回遊性等創出業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

7 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記（3）の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「16 日程及び提出書類等」のとおりとする。

8 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	・加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている法人であること。 ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること ・加古川市の市税を滞納していないこと。また、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営の安定性	・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

9 説明会

説明会は開催しない。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式1)に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり市企画広報課に提出すること。

①関係書類(ア～ウは各1部、エは6部を提出すること)

ア 会社概要票(様式2)

イ 加古川市市税確認承諾書(様式3)
(課税の有無にかかわらず、提出すること。)

ウ 国税納税証明書(その3の3)
(写し可、令和6年4月1日以降に発行したものに限り)

エ 会社概要(パンフレットなど任意)

期 限：令和6年5月24日(金)17時必着

方 法：直接、企画広報課担当窓口へ持参か、書留郵便とする。持参の場合は平日8時30分から17時までに提出すること。(正午から午後1時は除く。)

※電子メールでの提出は不可

場 所：加古川市役所 本館4階 企画部企画広報課
加古川市加古川町北在家2000番地

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」(様式7)又は「参加資格審査結果通知書」(様式8)により、令和6年5月30日(木)までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって企画広報課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式4)に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに企画広報課に提出するものとする。

11 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「加古川駅周辺回遊性等創出業務に関する質問書」(様式5)に質問事項を記載のうえ、令和6年5月31日(金)から6月6日(木)17時までに、電子メールにより企画広報課宛に送信すること。メールの件名

は「加古川駅周辺回遊性等創出業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

- (2) 質疑に対する回答は、「加古川駅周辺回遊性等創出業務に関する回答書」（様式9）により、参加者全員に電子メールで、令和6年6月12日（水）までに回答する。

12 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

①企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式6）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

②企画提案書（表紙及び目次を含む A4 版片面 20 ページ以内）

企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

③業務実績を証する資料

地方公共団体又はこれらに準ずる機関（都市再生推進法人、財団等）が発注した、まちづくりに関する事業のうち、既存のストリートファニチャー等を組み合わせ滞在空間を創出する業務、もしくは、ストリートファニチャー等を新たに設計・設置することで滞在空間を創出する業務の実績を元請として有する場合（履行中のものを含む）、契約書の写し（契約両者の押印要）等の業務実績を証する資料を添付すること

④見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成する。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

⑤プレゼンテーション模様撮影動画 DVD

動画はMP4で20分以内とする。

※詳細は「13 プレゼンテーションと質疑応答について」を参照すること

(2) 提出部数

- ・企画提案書等提出届（様式6） 1部
- ・企画提案書、見積書及び見積内訳書、実績を証する書類
原本 1部、副本7部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期 限：令和6年6月26日（水）17時必着

方 法：直接企画広報課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場 所：加古川市役所 本館4階 企画部企画広報課

加古川市加古川町北在家2000番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに電子メールで回答するものとする。

13 プレゼンテーションと質疑応答について

(1) 企画提案書等に関する内容について、プレゼンテーションの様態を撮影した動画を確認し、質疑応答を行う。

実施日 令和6年7月5日(金)(予定)

※選定委員会は、動画を上記実施日までに視聴し、当日はWEB会議(Zoom)による質疑応答を1社15分程度実施するものとする。開催時間については10(2)「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」とともに通知する。

①プレゼンテーションは市に提出した企画提案書の内容により説明することとする。プレゼンテーションの中で企画提案書の一部を補足することは認める。その場合、企画提案書に記載されている事項の補足に留めること。

②資料の差し替え・追加の配布は認めない。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、質疑応答時に説明をすることは差し支えない。

③質疑応答には、企画提案書内の業務実施体制に名前のある実務担当者が必ず出席することとし、参加者は3名以内とする。

④市は、質疑応答の内容を録画又は録音することができる。

(2) 企画提案書等とプレゼンテーションの内容に関して採点し、契約候補者等を選定する。

①契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式10)により通知する。

②次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式11)により通知する。

③上記①及び②以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式12)により通知する。

(3) 上記(2)の通知は、審査終了後、令和6年7月12日(金)までに発送する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、代表者印を押印した書面をもって市に説明を求めることができるものとする。

14 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙審査基準により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点と同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、価格点を除いた点数の合計が6割に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

15 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

16 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和6年5月24日(金) 17時まで(必着)	様式1～様式3 必要書類	参加希望者⇒ 市
参加資格審査結果の発送	令和6年5月30日(木)までに発送	様式7又は様式8	市⇒参加希望者
質問提出	令和6年6月6日(木)17時まで	様式5 メールで送付	参加者⇒市
質問に対する回答	令和6年6月12日(水)17時まで	様式9 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書等提出	令和6年6月26日(水)17時まで(必着)	様式6 企画提案書 業務実績を証する資料 見積書 撮影動画DVD 6枚	正本1部 副本7部 参加者⇒市
質疑応答	令和6年7月5日(金)予定	WEB会議により各社15分程度の質疑応答を行う	—

審査（書類・プレゼンテーション） 選定結果等の発送	令和6年7月12日（金）までに発送	様式10～様式12	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和6年7月19日（金）まで	—	—
次点者との協議	令和6年7月26日（金）まで ※1	—	—
契約締結日（予定）	令和6年8月1日（木）（予定）	（契約書）	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

17 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づき対応する。

加古川市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除き、原則として公開の対象文書となる。

18 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ②募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
- ③提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑤その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報及び企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

19 問い合わせ先

加古川市役所企画部企画広報課 担当：織田、藤崎

電話：079-427-9113

FAX：079-424-1370

E-mail : seisaku@city.kakogawa.lg.jp

以上